

14条地図整備の事業促進について

1. 経過

栗東市下戸山宮ヶ谷地区では、平成18年度、法務省（大津地方法務局）直轄事業として、基準点設置等の事業を実施した。これは14条地図整備に向けた準備作業として実施されたものであったが、同地区がDID地区（人口集中地区）ではないことから、法務省の直轄事業では実施が困難であるため、国土交通省の地籍調査事業を実施する方向を提示されてきた。

国・県要望でも、平成24年度要望を実施したことを最後に、要望項目からも削除された。

平成24年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項より抜粋

（総合政策部）（土木交通部）

3. 不動産登記法第14条地図整備の事業促進について

栗東市下戸山宮ヶ谷地区は、近年の民間開発による大型住宅団地の形成に起因する人口の増加に伴い、地区内の交通量が増えている状況であり、狭隘道路の整備や地区内のバイパス的幹線道路である「都市計画道路下戸山灰塚線」及び国道一号バイパスと位置付けている「山手幹線」の事業においても、地区内の地図混乱が支障となり、事業の促進が困難な状況となっております。

こうしたことから、平成18年度に地区内の地図混乱解消のため、法務省（大津地方法務局）の直轄事業として、法第14条地図整備にかかる基準点設置を実施いただきましたが、以降の事業については、進展していない状況です。

つきましては、当該地区における法第14条地図整備の事業促進について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

（建設部）（政策推進部）

2. 要望事項からの削除理由

平成24年6月4日、総合調整会議において、「DID地区」と「非DID地区」の地図整備の考え方を示すことが必要とのことであり、現状では具体的な計画を示すことが難しいため、要望事項から削除された。この背景には、「DID地区」は法務省直轄事業で実施するが、その他（非DID地区）は地籍調査事業（国土交通省）で実施すべきとする説明を受けてきた。

つまり、財政健全化に向けて(新)集中改革プランに着手するなかで、下戸山宮ヶ谷地区（非DID地区）の地籍調査事業による地図整備の優先度が低いとの判断があったため、要望事項から削除されたもの。

3. 事業比較と必要性

(1) 14条地図整備事業（法務省）

- ・国直轄事業
- ・市費の負担なし（地元対応等の事務支援は必要）
- ・DID地区・地図混乱地区を優先的に事業着手（以前までは、DID地区は条件扱い）

(2) 地籍調査事業（国土交通省）

- ・補助事業（国：1/2、県：1/4、市：1/4）
- ・市負担分に関して特別交付税措置あり
- ・県は「滋賀県地籍調査推進プラン」（H23.3月）を策定し、未着手・休止市町に対する事業推進の呼びかけを強化している。
- ・本市は、休止自治体の扱い。（H13年度、東部地区で実施済み）

4. 地図混乱地域の確認調査について

(1) 大津地方法務局からの説明主旨

- ・H16年度より地図混乱地域において緊急性および必要性の高い地域を対象に地図作成作業を実施してきたが、今後、取組みを強化（事業規模を0.4km²（40ha）から0.6km²（60ha）に拡大）するためにもDID地区以外（非DID地区）でも実施可能とする意向を示してきた。
- ・10ヵ年計画を立案するにあたり、大津地方法務局では、大津市皇子ヶ丘地区をH29年度まで実施する計画にあり、それ以降の候補地は未定。
- ・下戸山宮ヶ谷地区に関しては、以前、候補地として基準点設置等の作業を実施したことからも、優先的に選考される可能性が高い。
- ・まずは市町からの要望を提出してもらうことが前提となるため検討されたい。

(2) 考察

- ・地図整備に向けては、災害時における復旧の円滑化や、平時における土地取引の円滑化を見込めるほか、一般的には地籍の縄伸び（公簿から実績による面積増加）による税収増加など、様々な面での事業効果が期待できる。
- ・14条地図整備事業に関しては、国直轄による事業実施により、市は地元対応などの人的な負担のみが必要となるが、メリットは大きいと考えられる。
- ・特に、実際に早期に事業化が実現したとしても、H30年度以降の取組みでもあるため、それまでに組織体制を構築することが可能と考えられる。
- ・また、地図整備においては地籍調査事業に関しても、事業再開に向けた滋賀県の働きかけもあり世論が高まりつつあり、市としての体制整備が求められている。

(3) 総合的な判断

- ・H30年度までには事業受入れに向け組織体制を構築できるなど、総合的に判断するなかで、地図混乱地域の確認調査に、下戸山宮ヶ谷地区をエントリーする方向で進めることが望ましいと考えられる。

5. 参考（議会答弁）

- ・H24年3月定例会にて、小竹議員、上田議員より地図整備事業や地籍調査事業に関して個人質問を受けた経過がある。
- ・（新）集中改革プランによる財政健全化を図るなかで、地図整備の必要性は高いものの補助対象経費の範囲や職員定数の減に対応するため休止状態であり、今後、努力したいと答弁。

登記所備付地図作成作業実施希望地域調書

栗東市

項 番	希 望 す る 地 域 名	面 積 (km ²)	筆 数	D I D	備 考
1	下戸山字宮ヶ谷地区	0.6	868筆		H18年度には、法務局直轄事業により実態調査及び基準点設置作業が実施され、総計338点(0.44km ²)の2級～4級基準点が設置された。 その後、14条地図の整備には至っておらず、早急な地図混乱の解消が必要であるため。 なお、筆数や関連図面は、当時の0.44km ² の事業区域をベースに作成しているが、周辺エリアを含めた0.6km ² の区域の地図混乱の解消を希望するものです。

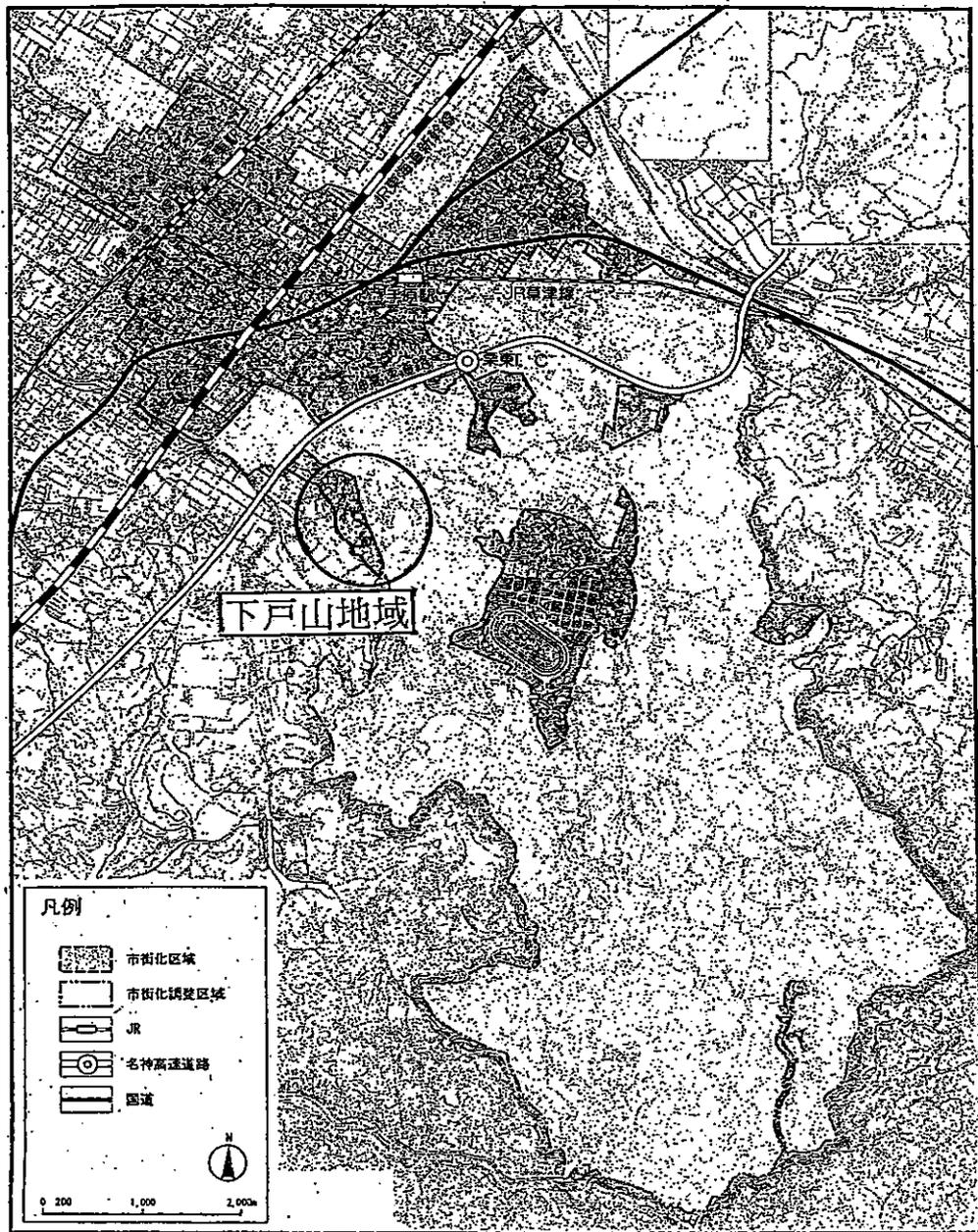
- 1 該当地区の選定は、一地区0.6km²以上になるよう選定してください。
- 2 優先順位の高い順番に記載してください。
- 3 該当地区が分かる図面(住宅地図等)の写しを添付してください。なお、図面には希望地域を赤線で囲む等図示してください。
- 4 該当地区の地番図を添付してください。

※希望する地域について

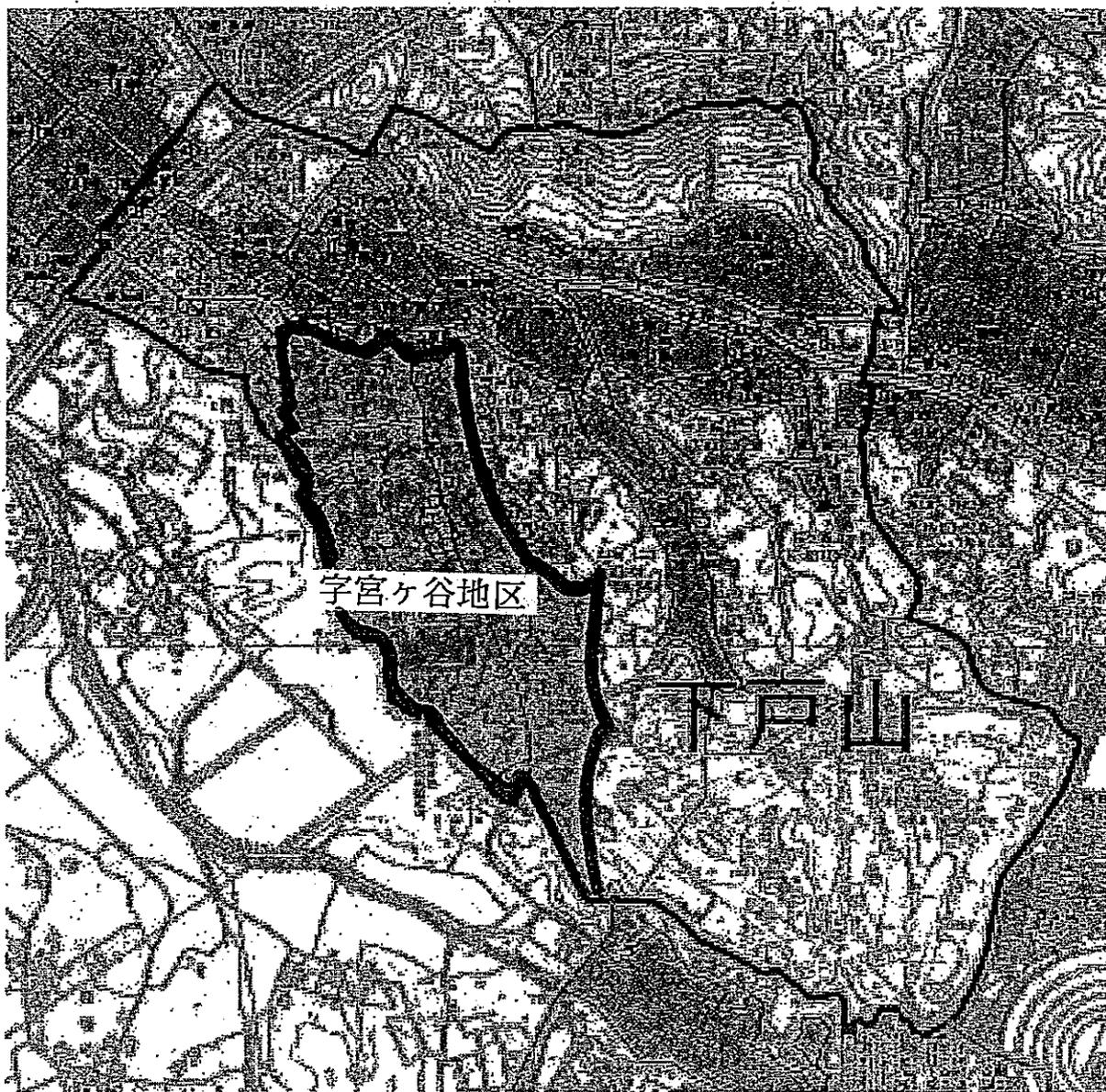
公図と現況が大きく異なる地域であり、例示すれば以下のとおりです。

- (1) 宅地造成の乱開発等により、地図と現況が著しく相違し、登記記録上の土地が現地で特定できないため、分筆・合筆の登記等の表示に関する登記が処理できない地域
- (2) 土地改良・土地区画整理等の事業が現地の形状の変更後に中止されたこと等により、換地処分による登記手続きがされていない地域
- (3) 水害、山崩れ、地震等の災害後に任意に土地を区画して占有等されている地域
- (4) 軍用地として強制的に買収され民有地が境界不明のまま戦後変換されたため、原状回復が不可能となった地域(歴史的な経緯を有する地域も含む。)
- (5) 公図が作成当初から全く現地の位置及び区画等を反映していない地域

栗東市区域図



栗東市下戸山字宮ヶ谷地区 区域図

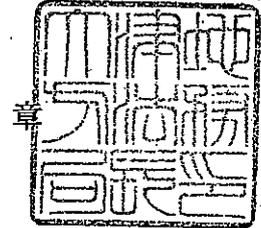




登第 121 号
平成26年7月28日

栗東市長 殿

大津地方法務局長 竹 中



地図混乱地域の確認調査等への協力について（依頼）
時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当局の登記行政の円滑な運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成15年6月26日、内閣の都市再生本部において、「民活と各省連携による地籍整備の推進」と題する方針が示され、都市再生の円滑な推進のため、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進することとされました。

この方針に基づき、地図に準ずる図面（以下「公図」という。）と現況が大きく異なる地域については、通常的地籍調査又は登記所備付地図作成作業（以下「地図作成作業」という。）により対応することになっているところ、法務省においては平成16年度から、全国の都市部の地図混乱地域において緊急性及び必要性の高い地域を対象に地図作成作業を実施しており、今後も、引き続き同作業を実施していくこととしています。

つきましては、今後の地図作成作業の計画を策定する必要がありますので、公務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、貴市における同作業の希望地域を別紙「登記所備付地図作成作業実施希望地域調書」に必要事項を記載し、本年9月19日（金）までにご報告いただきますようお願い申し上げます。